

健やか登山ガイドクラブ 定款

設立 2024年10月2日

公益社団法人日本山岳ガイド協会（以下 JMGA）正会員団体承認 2025年1月23日

※定款の決定【20240807-2】により決定

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、健やか登山ガイドクラブ と称する。

（事務所）

第2条 この会は、主たる事務所を茨城県東茨城郡茨城町長岡 3839-13 に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この会は、公益社団法人 日本山岳ガイド協会（以下 JMGA と呼ぶ）の認定するガイド資格を有する者もしくは資格取得を目指す者、その他それらを支援する者に関する事業を行い地域の自然・歴史・文化等に関わる資源の保全に寄与することとともに、国民の健康増進に役立つ機会を推進することを目的とする。

（事業）

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1） 会員に必要となる事業

- ① レベルアップ、スキルアップのための研修
- ② 会員のために必要な情報配信や情報提供
- ③ その他目的を達成するために必要な事業

（2） その他の事業

- ① ガイド資格取得のための研修育成事業
- ② 一般登山者及び旅行者の案内事業
- ③ 自然・文化等の施設運営管理の受託事業
- ④ 障がい者登山の支援を通じた福祉事業
- ⑤ ①から④までに付随するサービス・イベント事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この会の会員は、次の2種とする。

正会員 この会の目的に賛同して入会した個人

賛助会員 この会の事業に協力するため入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の1つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 事務局 1名

2 会長もしくは役員を務めた経験がある人は相談役となることができる

3 副会長はJ M G Aの遭難対策担当者とする

(選任等)

第13条 役員は、役員会において選任し総会において決定する。

【20240807-1 議決】選考は基本的に立候補を優先とするが、候補が立たない場合は名簿からJMGA入会順から抜粋し、交代制で役員を務める。

(職務)

第14条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

3 事務局担当者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 会費の徴収などの会計業務
- (2) この会の財産の状況を監査すること。
- (3) 役員の業務執行の状況を監査すること。

前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 役員の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

事務局は別途事務員を設け、(2)(3)を分担する。(入出金管理者)

但し、この場合の事務員は事務局責任者からの要請により指示された額面の振込を行い、この額面を安易に変更・調整してはならない。また、事務局責任者からの指示により、定期的に財産の監査(2)を行い、その帳票を事務局責任者に送信・報告する。

事務局は、事務局責任者からの要請を受け、ホームページの簡単な更新・サーバーの管理（契約更新等）等を行う。

※総会議決【20250611-2】により決定

（任期等）

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

（欠員補充）

第16条 役員が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条 役員が次の各号の1つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- （2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第18条 役員（事務局担当者含む）は、総会の予算範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（報酬詳細） **※総会議決【20250611】により決定**

会長 10,000円/1年

副会長 8,000円/1年

事務局責任者 5,000円/1年

相談役 3,000円/1年 × 3名=9,000円

その他

事務局運営費 2,000円/月（最終月に一括清算）

事務員

入出金管理者 1,000 円/月（最終月に一括清算）

ホームページ管理者 1,000 円/月（最終月に一括清算）

（職員）

第19条 この会におけるイベント開催時には、事務局担当その他の職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

（種別）

第20条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第22条 総会は、以下の事項について議決する。※決議は多数決の原則に則るものとする。
※原則として総会は毎年5月に開催し、役員は必要に応じ臨時総会を開くことができる。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 事務局担当者から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、リモートによる参加を認め、定足数は出席者数とする

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、欠席者（不参加）は承認するとみなし、議長の決するところにする。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 役員会

（構成）

第30条 役員会は、役員（相談役含む）をもって構成する。

（権能）

第31条 役員会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 事務局担当者から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 役員会の議事は、役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 役員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、役員会に出席したものとみなす。

4 役員会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

※収支報告は、総会で行う。 担当者は事務局責任者とする。

(資産の管理)

第39条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第40条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第42条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この会の事業報告書、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事業の種類
- (4) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (5) 会議に関する事項
- (6) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (7) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (8) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 合併
- (3) 正会員の欠亡

2前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この会が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、会員に割当て譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第9章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この会の成立の日から施行する。

2 この会の役員は、次に掲げる者とする。

会長 山川

副会長 中村

事務局 佐藤

3 この会の設立当初の役員の任期は、成立の日から令和8年3月31日までとする。

4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、総会の定めるところによるものとする。

5 この会の設立当初の事業年度は、成立の日から令和7年3月31日までとする。

6 この会の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

正会員 入会金 5000円 年会費 5000円

賛助会員 入会金 5000円 年会費 5000円

7 会員主催事業、会主催事業の事故発生においては協会は責任を取らない事とする

8 【議決番号 20240807-3】情報の取り扱い(会員名簿) 個人情報[※]は厳重に保管するものとし、[※]当会・JMGA 以外では公開してはならない。

役員等引継ぎに於いては、メールでの添付は原則不可とし、セキュリティタイプのUSBで郵送すること。

受け取った役員は、PC内に保存せず、このUSBメモリ内に保存・上書きを行うことが望ましい。 ※USBはメインとサブの2つを用意し、定期的にバックアップを行ってデータの損失を防ぐこと。